

昭和三十一年法律第八十二号

国有資産等所在市町村交付金法

(用語の意義)

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 地方公共団体 都道府県、市町村、特別区及びこれらの組合をいう。

二 固定資産 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百四十一条第一号に規定する固定資産に該当するものをいう。

三 土地 地方税法第三百四十一条第二号に規定する土地に該当するものをいう。

四 家屋 地方税法第三百四十一条第三号に規定する家屋に該当するものをいう。

五 償却資産 地方税法第三百四十一条第四号に規定する償却資産に該当するものをいう。(市町村に対する交付金の交付)

第二条 国又は地方公共団体は、毎年度、当該年度の初日の属する年の前年(以下「前年」という。)の三月三十一日現在において所有する固定資産で次の各号に掲げる固定資産に該当するものにつき、当該固定資産所在の市町村に対して、国有資産等所在市町村交付金(以下「市町村交付金」という。)を交付する。

一 当該固定資産を所有する国又は地方公共団体以外の者が使用している固定資産(次号及び第三号に掲げるものを除く。)

二 空港(空港法(昭和三十一年法律第八十号)第四条第一項各号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港をいう。以下同じ。)の用に供する固定資産(次号に掲げるものを除く。)

三 設置する飛行場若しくは日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第四項(a)の規定に基づき日本国政府若しくは日本国民が使用する飛行場(空港の機能を果たすものとして政令で定めるものに限る。)

四 において一般公衆の利用に供する目的で整備し、かつ、専ら一般公衆の利用に供する施設の用に供する固定資産(次号に掲げるものを除く。)

三 国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二条第一項の国有林野に係る土地

四 発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産(第一号に掲げるもの並びにダムのために供する洪水吐ゲート及び放流のための管(これらの設備と一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。)で洪水調節に資するものとして政令で定めるもの(政令で定める部分に限る。)を除く。)

五 水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第三条第八項に規定する水道施設若しくは工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第六項に規定する工業用水道施設のうちダム(ダムと一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。以下同じ。)以外のもの用に供する土地又は水道若しくは工業用水道の用に供するダム(第一号に掲げるもの並びにダムのために供する洪水吐ゲート及び放流のための管(これらの設備と一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。)で洪水調節に資するものとして政令で定めるもの(政令で定める部分に限る。)を除く。)

六 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号)第二十九条に規定する国家備蓄施設の用に供する固定資産

七 国又は地方公共団体は、前項第一号及び第三号に掲げる固定資産のうち、次に掲げるものについては、同項の規定にかかわらず、市町村交付金を交付しない。

一 皇室の用に供する固定資産

二 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第十七号)第十条の公邸及び同法第十二条の無料宿舎の用に供する固定資産

三 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三条に規定する行政財産又は普通財産で同法第二十二條第一項第二号(同法第十九条又は第二十六条において準用する場合を含む。)の規定により地方公共団体が保護を要する生活困窮者の收容の用に供する固定資産

四 地方税法第三百四十三條第六項の土地又は農地で、国が買収し、又は収納した日から国が当該土地又は農地を他人に売り渡し、その所有権が売渡しの相手方に移転する日までの間において国が所有するもの

五 国有林野の管理経営に関する法律第十條第一号又は第十七條の三第一号の分収造林契約又は分収育林契約の目的たる国有林野(国有

林野法の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第二十七号)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる部分を含む。)で当該国有林野所在の市町村その他の地方公共団体で政令で定めるものが造林者又は国有林野の管理経営に関する法律第十七條の二に規定する費用負担者であるものに係る土地(分収育林契約に係るものにあつては、当該土地のうち、当該地方公共団体に係る部分として政令で定める部分)

六 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律(昭和二十七年法律第十号)第二条の規定により使用させている固定資産

七 前各号に掲げるもののほか、地方税法第三百四十八條第二項第一号、第三号から第六号まで、第八号から第十一号まで及び第十二号に掲げる固定資産(第二号に掲げるものを除き、住宅(専ら人の居住の用に供する家屋をいう。以下同じ。)及び住宅の用に供する土地を除く。)並びに同条第九項各号に掲げる固定資産

八 前各号に掲げるもののほか、これらに類する固定資産で政令で定めるもの

九 国又は地方公共団体は、第一項第二号に掲げる固定資産のうち、前項第二号及び第四号に掲げるもの、地方税法第三百四十八條第二項第五号に掲げるもの、税関、出入国管理及び検疫の用に供するものその他の固定資産で政令で定めるものについては、第一項の規定にかかわらず、市町村交付金を交付しない。

十 国立大学法人又は国立大学法人等(国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下この項において同じ。)に出資した固定資産のうち、当該独立行政法人又は国立大学法人等が当該年度において地方税法第五条第二項第二号及び第七百四十條の固定資産税(以下「固定資産税」という。)を課されるべきものについては、第一項の規定にかかわらず、当該年度の市町村交付金を交付しない。

十一 地方公共団体は、地方独立行政法人に出資した固定資産のうち、当該地方独立行政法人が当該年度において固定資産税を課されるべきものについては、第一項の規定にかかわらず、当該年度の市町村交付金を交付しない。

(交付金額の算定)

第三条 市町村交付金として交付すべき金額(以下「交付金額」という。)は、交付金算定標準額に百分の一・四を乗じて得た額とする。

前項の交付金算定標準額は、固定資産の価格とする。

国又は地方公共団体が所有する固定資産に係る前項の固定資産の価格は、それぞれ国有財産法第三十二條第一項の台帳若しくは物品管理法(昭和三十一年法律第十三号)第三十六條の帳簿又は地方公共団体がその所有する財産について備える台帳(以下「国有財産台帳等」という。)に記載され、又は記録された当該固定資産の価格とする。ただし、国有財産法第四條第二項の各省各庁の長(以下「各省各庁の長」という。)又は地方公共団体の長が第八條又は第九條第二項の規定によつて交付金算定標準額の基礎とすべき価格を通知した固定資産(第十條第一項に規定する固定資産を除く。)については、当該通知に係る固定資産の価格とし、第十條第一項に規定する固定資産については、各省各庁の長又は地方公共団体の長が同条同項、第二項又は第四項の規定によつて配分し、及び通知した価格とする。

(交付金算定標準額の特例)

第四条 第二条第一項第一号及び第二号に掲げる固定資産のうち住宅及び住宅の用に供する土地に係る交付金算定標準額は、前条第二項の規定にかかわらず、同項の価格の五分の二(一般住宅用地(地方税法第三百四十九條の三の二第一項に規定する住宅用地で小規模住宅用地(同条第二項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)以外のものをいう。)に相当する土地にあつては前条第二項の価格の三分の一、小規模住宅用地に相当する土地にあつては同項の価格の六分の一)の額とする。

第二条第一項第二号に掲げる固定資産(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る交付金算定標準額は、前条第二項の規定にかかわらず、同項の価格の二分の一の額とする。

第三条第一項第五号に掲げるダムのために供する固定資産のうち家屋及び償却資産に係る交付金算定標準額は、前条第二項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産について市町村交付金が交付されることとなつた年度から五年度分の市町村交付金については、同項の価格の二分の一の額とし、その後五年度分の市町村交付金

の額は、その後五年度分の市町村交付金の額とする。

については、同項の価格の四分の三の額とする。
 (大規模の償却資産に係る交付金算定標準額の特例等)

第五条 国又は地方公共団体は、各省各庁の長がそれぞれ管理し、又は一の地方公共団体が所有する償却資産のうち第二条の規定によつて市町村交付金を交付すべきもので一の市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二十五十二条の十九第一項の指定都市を除く。以下この条及び次条において同じ。)内に所在するものに係る交付金算定標準額となるべき価格(前条の規定の適用を受けるものにあつては、同条の規定によつて交付金算定標準額となるべき額とする。以下同じ。)の合計額が次の表に掲げる金額を超えるもの(以下「大規模の償却資産」という。)については、前二条の規定にかかわらず、同表の下欄に掲げる金額(人口三万人以上の市町村にあつては、当該大規模の償却資産の交付金算定標準額となるべき価格の十分の四の額が当該市町村に係る同表の下欄に掲げる金額を超えるときは、当該交付金算定標準額となるべき価格の十分の四の額とする。以下この条及び次条において「大規模の償却資産に係る算定額」という。)を交付金算定標準額とする。当該市町村に市町村交付金を交付するものとする。

市町村の区分	人口五千人未満の町村	人口五千人以上人口六千人未満の場合にあつては五	人口一万人以上人口二万人未満の場合にあつては七億六千八百万円、人口一万人以上人口二万人未満の場合にあつては七億六千八百万円
人口五千人未満の町村	人口五千人以上人口六千人未満の場合にあつては五億四千万円、人口六千人以上人口七千人未満の場合にあつては五億四千万円	人口七千人以上人口八千人未満の場合にあつては五億四千万円	人口八千人以上人口九千人未満の場合にあつては五億四千万円
人口九千人以上人口一万人未満の場合にあつては五億四千万円	人口一万人以上人口二万人未満の場合にあつては七億六千八百万円	人口二万人以上人口三万人未満の場合にあつては七億六千八百万円	人口三万人以上人口四万人未満の場合にあつては七億六千八百万円
人口四万人以上人口五万人未満の場合にあつては七億六千八百万円	人口五万人以上人口六万人未満の場合にあつては七億六千八百万円	人口六万人以上人口七万人未満の場合にあつては七億六千八百万円	人口七万人以上人口八万人未満の場合にあつては七億六千八百万円
人口八万人以上人口九万人未満の場合にあつては七億六千八百万円	人口九万人以上人口十万人未満の場合にあつては七億六千八百万円	人口十万人以上人口二十万人未満の場合にあつては七億六千八百万円	人口二十万人以上人口三十万人未満の場合にあつては七億六千八百万円
人口三十万人以上人口四十万人未満の場合にあつては七億六千八百万円	人口四十万人以上人口五十万人未満の場合にあつては七億六千八百万円	人口五十万人以上人口六十万人未満の場合にあつては七億六千八百万円	人口六十万人以上人口七十万人未満の場合にあつては七億六千八百万円
人口七十万人以上人口八十万人未満の場合にあつては七億六千八百万円	人口八十万人以上人口九十万人未満の場合にあつては七億六千八百万円	人口九十万人以上人口一億人未満の場合にあつては七億六千八百万円	人口一億人以上の場合にあつては七億六千八百万円

人未満の市町村の場合にあつては十二億八千万円に人口三万人から計算して人口五千人を増すごとに八千万円を加算した額

2 前年度の地方交付税の算定の基礎となつた基準財政収入額からこれに算入された大規模の償却資産に係る市町村交付金の収入見込額(地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)第十四条第二項の基準率をもつて算定した市町村交付金の収入見込額をいう。以下この項において同じ。)を控除した額に、当該大規模の償却資産について前項の規定を適用した場合において当該年度分として交付されるべき市町村交付金の収入見込額を加算した額(以下この項において「基準財政収入見込額」という。)が前年度の地方交付税の算定の基礎となつた基準財政需要額(以下この項において「前年度の基準財政需要額」という。)の百分の六十に満たないこととなる市町村については、当該市町村の大規模の償却資産に係る算定額を、基準財政収入見込額が前年度の基準財政需要額の百分の六十に達することとなるように増額し、当該市町村の規定を適用することとなる。当該市町村に大規模の償却資産が二以上あるときは、当該大規模の償却資産のうち交付金算定標準額となるべき価格の低いものから順次当該価格を限度として当該市町村の基準財政収入見込額が前年度の基準財政需要額の百分の六十に達することとなるように当該市町村の大規模の償却資産に係る算定額を増額するものとする。

3 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、当該各省各庁の長が管理し、又は当該地方公共団体が所有する償却資産で交付金算定標準額となるべき価格の合計額が第一項の表の上欄に掲げる市町村において同表の下欄に掲げる金額を超えるものがある場合においては、前年の九月三十日までに、総務省令で定めるところにより、当該償却資産の交付金算定標準額となるべき価格の合計額その他必要な事項を当該償却資産が所在する市町村を包括する都道府県の知事に通知しなければならない。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

4 市町村長は、第七条、第八条若しくは第九条第二項の規定によつて固定資産の価格の通知を受けた場合又は第十条第一項、第二項若しくは第四項の規定によつて固定資産の価格の配分の通知を受けた場合において、当該各省各庁の長が管理し、又は当該地方公共団体が所有する償却資産についてその交付金算定標準額となるべき価格の合計額が第一項の表の上欄に掲げる市町村において当該市町村の大規模の償却資産に係る算定額(第二項の規定によつて当該金額を増額したときは、当該増額された後の金額とする。)を超えるものがあるときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、当該償却資産の交付金算定標準額となるべき価格の合計額その他必要な事項を当該市町村を包括する都道府県の知事に通知しなければならない。(新設大規模償却資産に係る交付金算定標準額の特例)

第六条 国又は地方公共団体は、各省各庁の長がそれぞれ管理し、又は一の地方公共団体が所有する償却資産のうち第二条の規定によつて市町村交付金を交付すべきもので、一の市町村内に所在する新たに建設された一の工場又は発電所若しくは変電所(以下この項において「一の工場」と総称する。)(一の工場に増設された設備の一の工場に類するものと認められるを含む。)の用に供するものに係る交付金算定標準額となるべき価格の合計額が、当該償却資産について同条の規定によつて市町村交付金を交付することとなつた最初の年度から五年度間のうちいずれか一の年度において、前条第一項の表の上欄に掲げる市町村において同表の下欄に掲げる金額を超えることとなるもの(以下この条において「新設大規模償却資産」という。)がある場合においては、当該超えることとなつた最初の年度から六年度分の市町村交付金に限り、地方税法第三百四十九条の五第一項及び第二項並びに同条第五項に基づく政令の規定の例により、当該市町村の大規模の償却資産に係る算定額を増額して前条第一項の規定を適用し、当該新設大規模償却資産に係る交付金算定標準額となるべき金額を算定し、及び当該金額を交付金算定標準額として市町村交付金を交付するものとする。

2 一の市町村の区域内に新設大規模償却資産が大規模償却資産及び新設大規模償却資産と新設大規模償却資産以外の大規模の償却資産とがある場合における当該新設大規模償却資産又は当該大規模の償却資産について大規模の償却資産

に係る算定額を増加するための計算方法は、地方税法第三百四十九条の五第三項及び第四項に基き総務省令の規定の例による。(台帳価格等の通知)

第七条 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、当該各省各庁の長が管理し、又は当該地方公共団体が所有する固定資産のうち第二条の規定によつて市町村交付金を交付すべきものについて、総務省令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において国有財産台帳等に記載され、又は記録された当該固定資産の価格その他交付金額の算定に必要事項を前年の十一月三十日までに当該固定資産の所在地の市町村長に通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

(価格の修正通知)

第八条 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によつて市町村交付金を交付すべき固定資産について、国有財産台帳等に記載され、又は記録された当該固定資産の価格が当該固定資産に類似する固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なる場合においては、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載され、又は記録された固定資産の価格と異なる価格を当該固定資産の所在地の市町村長に当該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知することができる。この場合においては、各省各庁の長又は地方公共団体の長は、当該通知に係る固定資産の価格の算定の根拠をあわせて通知しなければならない。

(価格の修正の申出等)

第九条 市町村長は、当該市町村内に所在する各省各庁の長が管理し、又は地方公共団体が所有する固定資産で第二条の規定によつて市町村交付金を交付されるべきものについては、国有財産台帳等に価格が記載され若しくは記録されていないものがある場合又は国有財産台帳等に記載され若しくは記録された当該固定資産の価格若しくは前条の規定による通知に係る当該固定資産の価格が当該固定資産に類似する固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なる場合においては、前年の十二月三十一日までに、当該固定資産を管理する各省各庁

の長又は当該固定資産を所有する地方公共団体の長に對して、その理由をつけて、交付金算定標準額の基礎とすべき価格として当該固定資産の価格を通知し、又は国有財産台帳等に記載され若しくは記録された当該固定資産の価格と異なる価格若しくは前条の規定による通知に係る固定資産の価格を修正した価格を交付金算定標準額の基礎とすべき価格として通知すべき旨を申し出ることができる。

2 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、前項の申出があつた場合において、その申出について正当な理由があると認めるときは、交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格を当該固定資産の所在地の市町村長に通知しなければならぬ。

3 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第一項の申出があつた場合において、その申出について正当な理由がないと認めため、交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格を通知しないときは、その旨及びその理由を当該固定資産の所在地の市町村長に通知しなければならぬ。

4 前二項の規定による通知は、おそくとも第一項の申出のあつた日から起算して二月以内にしなければならぬ。

5 市町村長は、第一項の申出をした場合において、当該申出をした日から起算して二月以内に第二項若しくは第三項の通知がないとき、又は当該通知に係る事項について不服があるときは、総務大臣に對してその旨を申し出ることができる。

6 総務大臣は、前項の申出を受けた場合において、その申出について正当な理由があると認めるときは、各省各庁の長又は地方公共団体の長に對してその意見を申し出ることができる。

(二)以上の市町村にわたる固定資産の価格の配分等)

第十条 第二条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる固定資産のうち、船舶その他二以上の市町村にわたつて使用される償却資産又は空港の用に供する固定資産、発電、変電若しくは送電の用に供する固定資産、水道若しくは工業用水道の用に供するダムのために供する固定資産その他二以上の市町村にわたつて所在する各省各庁の長又は当該固定資産を所有する地方公共団体の長は、総務省令で定めるところに

より、当該固定資産が所在するものとされる市町村を定め、及び国有財産台帳等に記載され又は記録された当該固定資産の価格(第八条の規定によつて交付金算定標準額の基礎とすべき価格を通知した固定資産にあつては、当該通知に係る固定資産の価格とする。)を当該市町村に配分し、これを前年の十一月三十日までに当該市町村の市町村長に通知しなければならない。

2 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、前項の通知をした後において、前条第二項(第四項において準用する場合を含む。)の規定により交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格を通知した場合においては、前項の規定によつて配分し、及び通知した価格を修正し、これを当該市町村の市町村長に通知しなければならない。

3 第一項の規定によつて固定資産の価格の配分を受けるべきであると認められるのにかかわらず配分を受けなかつた市町村の市町村長又は同項の規定による固定資産の価格の配分に錯誤があると認める市町村長は、前年の十二月三十一日までに、当該固定資産を管理する各省各庁の長又は当該固定資産を所有する地方公共団体の長に對して、その理由をつけて、当該市町村に配分すべき固定資産の価格を修正すべきことを申し出ることができる。

4 前条第二項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格を当該固定資産の所在地の市町村長」とあるのは「当該市町村に固定資産の価格を配分し、又は当該市町村に配分すべき固定資産の価格を修正して市町村長」と、同条第三項中「交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格を通知しないときは」とあるのは「当該市町村に固定資産の価格を配分せず、又は当該市町村に配分した固定資産の価格を修正しないときは」と読み替へるものとする。

第十一条 市町村長は、総務省令で定めるところにより、国が所有する固定資産については当該固定資産を管理する各省各庁の長に、地方公共団体が所有する固定資産については当該固定資産を所有する地方公共団体の長に對して、毎年四月三十日までに、交付金交付請求書を送付するものとす。

2 前項の交付金交付請求書には、総務省令で定める様式により、固定資産の価格、当該固定資産に係る交付金算定標準額及び交付金額その他必要な事項を記載しなければならない。

(交付金の交付)

第十二条 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、前条第一項の交付金交付請求書の送付を受けた場合においては、毎年六月三十日までに、当該交付金交付請求書に記載された交付金額を固定資産所在の市町村に交付するものとする。

(違法又は錯誤に係る交付金額の修正)

第十三条 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、交付金額の算定について違法又は錯誤があると認める場合においては、第十一条第一項の交付金交付請求書の送付を受けた日から起算して三十日以内に、市町村長に對して当該交付金交付請求書に記載された交付金額の修正を求めることができる。

2 市町村長は、前項の求めがあつた場合において交付金額の算定について違法又は錯誤があると認めるときは、第十一条第一項の交付金交付請求書に記載された交付金額を修正しなければならない。

(都道府県に對する交付金の交付)

第十四条 国又は地方公共団体は、大規模の償却資産が所在する市町村を包括する都道府県に對して、当該大規模の償却資産に係る交付金算定標準額となるべき価格のうち第五条第一項及び第二項並びに第六条の規定によつて当該大規模の償却資産所在の市町村の市町村交付金の交付金算定標準額となるべき額を超える部分の額を交付金算定標準額として国有資産等所在都道府県交付する(以下「都道府県交付金」という。)を交付するものとする。

2 都道府県知事は、国又は地方公共団体が所有する償却資産で前項の規定によつて当該都道府県に對して都道府県交付金が交付されるべきであると認められるものがある場合においては、前年の十月三十一日までに、これを指定し、その旨を当該償却資産を管理する各省各庁の長又は当該償却資産を所有する地方公共団体の長及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知するものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定によつて都道府県交付金を交付するものとされる償却資産に係る交付金算定標準額となるべき価格及び都道府県交付金に係る交付金算定標準額を、毎年一

月三十一日までに、当該償却資産を管理する各省各庁の長又は当該償却資産を所有する地方公共団体の長及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

4 第三条第一項 第七条から第九条まで、第十一条から前条まで及び第十八条の規定は、第一項の都道府県交付金の交付について準用する。(都の特例)

第十五条 都の特別区の存する区域内に所在する国又は地方公共団体の所有する固定資産について交付すべき市町村交付金は、都に對して交付するものとする。この場合においては、第七条の規定による台帳価格等の通知、第八条の規定による固定資産の価格の通知、第九条の規定による価格の修正の申出若しくはこれに係る通知、第十条の規定による固定資産の価格の配分の通知及びこれに係る修正の申出、第十一条の規定による市町村交付金の請求又は第十三条の規定による交付金額の修正の要求は、それぞれ都知事が行い、又は都知事に對して行うものとする。

2 前項の規定によつて都に對して市町村交付金を交付する場合においては、第五条及び第六条の規定は、適用しない。

3 都の特別区の存する区域に對する第十条第一項の規定の適用については、同項中「二以上の市町村」とあるのは、「二以上の市町村(都の特別区の存する区域にあつては、特別区の存する区域を合して一の市の区域とみなす。）」とする。

(使用料等の限度額の特例)

第十六条 地方公共団体が所有する第二項第一項第一号に掲げる固定資産の使用料等(使用料、貸付料その他何らの名義をもつてするを問わず、当該固定資産を使用する者がその使用について支払うべき金額をいう。以下同じ。)の限度額について法律の定めがある場合において、当該限度額の算定の基礎に固定資産税に相当する額が加算されていないときは、地方公共団体は、当該固定資産については、当該法律の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、当該固定資産につき交付されることとなるべき市町村交付金又は都道府県交付金の交付金額に相当する額を超えない範囲内の額を当該法律に規定する使用料等の限度額に加算した額をもつて当該法律に規定する使用料等の限度額とするものことができる。

第十七条 地方公共団体の長は、前項の規定によつて交付する使用料等の限度額に規定する使用料等の限度額とするものことができる。

（交付金の交付の特例等）
第十七条 市町村が所有する第二条第一項第一号

若しくは第四号に掲げる固定資産が当該市町村の区域内に所在する場合若しくは都が所有する同項第一号若しくは第四号に掲げる固定資産が都の特別区の存する区域内に所在する場合又は都道府県が所有する大規模の償却資産が当該都道府県の区域内に所在する場合において、当該固定資産又は大規模の償却資産がそれぞれ当該市町村又は都道府県の特別会計に所属するものであるときは、当該市町村又は都道府県は、当該固定資産又は大規模の償却資産につき、第三条から第六条まで又は第十四条第一項の規定の例によつて算定した市町村交付金又は都道府県交付金に係る交付金額に相当する額を当該特別会計から一般会計に繰り入れることができる。

2 前項の場合においては、当該一般会計に繰り入れた額は、当該固定資産につき交付されることとなるべき市町村交付金又は都道府県交付金の交付金額に相当する額とみなして前条の規定を適用する。

（国有財産台帳等の閲覧の請求等）
第十八条 市町村長は、交付金額の算定のため必要

とある場合においては、各省各庁の長若しくは地方公共団体の長に対して国有財産台帳等の閲覧を求め、又は国有財産台帳等に記載され、若しくは記録された事項を記録することができる。この場合においては、各省各庁の長又は地方公共団体の長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（空港の用に供する固定資産の所有者等）
第十九条 空港法第四条の規定により国土交通大臣が管理する空港の用に供する固定資産で地方公共団体が所有するものについては国が、同法

第五条第一項の規定により地方公共団体が管理する空港の用に供する固定資産で国が所有するものについては当該空港を管理する地方公共団体が所有する第二条第一項第二号の固定資産とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、地方公共団体が所有する固定資産にあつては地方公共団体の長、国が所有する固定資産にあつては当該固定資産を管理する各省各庁の長は、国有財産台帳等に記載され、又は記録された当該固定資産の価格を前年の六月三十日までに当該空港を管理する者に通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、この限りでない。

2 空港法第四条の規定により国土交通大臣が管理する空港の用に供する固定資産で国土交通大臣以外の各省各庁の長が国有財産法の規定により管理するものについては、第七条、第十条第一項及び第二項、第十一条第一項並びに第十二条の規定にかかわらず、第七条の通知、第十条

第一項の市町村の決定及び配分の通知、同条第二項の修正の通知並びに第十二条の市町村交付金の交付は国土交通大臣が行い、第十一条第一項の交付金交付請求書は市町村長が国土交通大臣に対して送付するものとする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

（多目的ダムに係る市町村交付金等）
第二十条 特定多目的ダム法（昭和三十三年法律

第三十五号）第二条第一項に規定する多目的ダムについては、当該多目的ダムの用に供する固定資産のうち発電又は水道若しくは工業用水道の用に供する部分を、国土交通大臣が管理する場合（同法第十七条の規定によるダム使用権の設定前の場合を含む。）にあつては国が、都道府県知事が管理する場合にあつては当該都道府県が所有する第二条第一項第四号に掲げる固定資産又は同項第五号に掲げるダムの用に供する固定資産と、当該固定資産につき政令で定める方法により算出した額を国有財産台帳等に記載され又は記録された当該固定資産の価格とみなして、この法律の規定（第十八条を除く。）を適用する。

（端数計算）
第二十一条 交付金算定標準額を計算する場合に

おいて、その額に千円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 交付金額の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

（政令への委任）
第二十二条 この法律に定めるもののほか、交付

金額の算定、市町村交付金及び都道府県交付金の交付手続、市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合（都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつた場合を含む。）におけるこの法律の規定の適用の特例その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年度分の市町村交付金及び都道府県交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金から適用する。

（市町村法定外普通税の経過措置）
13 この法律の施行の際、国若しくは地方公共団体又は公社が所有する固定資産の使用について市町村が地方税法第五条第三項の規定による普通税（以下「市町村法定外普通税」という。）を課している場合において、この法律の施行により当該市町村に対して当該国若しくは地方公共団体又は公社が所有する固定資産につき市町村交付金若しくは都道府県交付金が交付され、又は市町村納付金若しくは都道府県納付金が納付されることとなつたことに基いて、当該固定資産の使用者の負担が過重となり、又は物の流通に重大な障害を与えたと認められるときは、自治大臣は、当該市町村法定外普通税の許可を取り消し、又は税率その他の事項について必要な変更を加えた上改めて地方税法第六百六十九条の許可を受けるべきことを求めることができる。

（令和七年度から令和九年度までの各年度分の市町村交付金の特例）
14 令和七年度から令和九年度までの各年度分の市町村交付金に限り、第八条及び第九条第一項の規定の適用については、第八条中「当該固定資産に類似する固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格」とあるのは、「当該固定資産に類似する固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準となるべき価格（土地のうち、地方税法附則第十八条の規定の適用を受ける宅地等については当該宅地等に係る同条第一項から第五項までに規定するその年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（第四条第一項に規定する一般住宅用地及び同項に規定する小規模住宅用地については、当該一般住宅用地又は小規模住宅用地に係る同法附則第十八条第一項から第三項までに規定するその年度分の固定資産税の課税標準となるべき額をそれぞれ同法第三百四十九条の三の二第一項又は第二項に定める率で除して得た額）」とし、同法附則第十九条第一項の規定の適用を受ける農地については当該農地に係る同項に規定するその年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（同法附則第二十九条の七第二項の規定の適用を受ける市街化区域農地については、当該市街化区域農地に係る同法附則第十九条第一項に規定するその年度分の固定資産税の課税標準となるべき額を同法附則第二十九条の七第二項に定める率で除して得た額）」とし、同法附則第十九条の四の規定の適用を受ける市街化区域農地については当該市街化区域農地に係る同条第一項又は第二項に規定するその年度分の固定資産税の課税標準となるべき額を同法附則第十九条の三第一項本文に定める率で除して得た額とする。次条第一項において同じ。」とする。

（東京国際空港に係る交付金算定標準額の特例）
15 第二条第一項第二号に掲げる固定資産のうち空港法第二十八条に規定する東京国際空港緊急整備事業により平成二十三年三月三十一日まで取得されるもので政令で定めるものに係る交付金算定標準額は、第三条第二項及び第四条第二項の規定にかかわらず、当該固定資産について市町村交付金が交付されることとなつた年度から十年度分の市町村交付金に限り、第三条第二項の価格の四分の一の額とする。

（新関西国際空港株式会社に出資した固定資産に係る市町村交付金の不交付）
16 国は、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）附則第五条第八項の規定により新関西国際空港株式会社に出資した固定資産のうち、新関西国際空港株式会社が平成二十五年において固定資産税を課されるべきものについては、第二条第一項の規定にかかわらず、平成二十五年年度分の市町村交付金を交付しない。

附 則
（昭和三十一年六月二日法律第一四八号）
第二十一条

1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第四十七号）の施行の日から施行する。

2 この法律の施行の際海区域漁業調整委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者の兼業禁止及びこの法律の施行に伴う都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は指定都市の市長若しくは委員会その他の機関への引継に關し必要な経過措置は、それぞれ地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律

用を受ける市街化区域農地については、当該市街化区域農地に係る同法附則第十九条第一項に規定するその年度分の固定資産税の課税標準となるべき額を同法附則第二十九条の七第二項に定める率で除して得た額）」とし、同法附則第十九条の四の規定の適用を受ける市街化区域農地については当該市街化区域農地に係る同条第一項又は第二項に規定するその年度分の固定資産税の課税標準となるべき額を同法附則第十九条の三第一項本文に定める率で除して得た額とする。次条第一項において同じ。」とする。

（第九九条関係の経過規定）
第七條 この法律による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第二條第三項第六号の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度分以後の国有資産等所在市町村交付金について適用し、この法律の施行の日の属する年度の翌年度分以前の国有資産等所在市町村交付金については、なお従前の例による。

附則（昭和三五年六月三〇日法律第一一三号）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。
（経過規定）
第三條 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

附則（昭和三七年三月三十一日法律第五一號）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。
（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正）
第五十八條 前条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（以下本条において「新交納付金法」という。）第二條第五項の規定は、昭和三十八年度分の市町村納付金から適用し、昭和三十七年度分までの市町村納付金については、なお従前の例による。

附則（昭和三七年九月一五日法律第一六一號）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第六十四條 前条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第五條の二第一項の規定は、昭和三十五年四月一日以後において建設された一の工場又は発電所若しくは変電所（以下本条において「一の工場」と総称する。）（同年同月同日以後において一の工場に増設された設備で一の工場に類すると認められるものを含む。）の用に供する償却

附則（昭和三八年四月一日法律第八〇號）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、昭和三十八年十月一日から施行する。ただし、第三十七條の二、第五十三條、第七十二條の四十六、第七十二條の四十七、第七十三條の四から第七十三條の七まで、第七十三條の二十七、第七十三條の二十七の二、第七十三條の二十七の五、第七十三條の二十八、第七十九條、第九十八條、第二百二十七條、第二百二十八條、第四百九十九條、第二百七十八條、第二百七十九條、第三百四十一條の七、第三百四十一條の八、第三百四十一條第十二号及び第十三号、第三百四十二條、第三百四十八條、第三百四十九條の三、第三百五十二條、第三百八十一條、第三百八十三條、第三百八十六條、第四百六十五條、第四百九十條、第四百九十八條、第四百九十九條、第五百三十六條、第五百三十七條、第五百六十七條、第五百六十八條、第六百八十八條、第六百八十九條、第七百條の三十三、第七百條の三十四、第七百一

附則（昭和三五年六月二三日法律第一〇二號）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の効力発生の日から施行する。

附則（昭和三五年六月二三日法律第一〇二號）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の効力発生の日から施行する。

（施行期日）
第一條 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

附則（昭和三三年三月三十一日法律第三五號）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。
（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正）
第八條 四月一日から翌年の一月一日までの間に附則第二項の規定により多目的ダムとなつたもので、その年（一月一日に多目的ダムとなつたものについては、その前年。以下同じ。）の三月三十一日に当該ダムによる流水の貯留を利用して流水が発電の用に供されていたものについては、その年の三月三十一日に多目的ダムとなつたものとみなして、第三十五條及び国有資産等所在市町村交付金法の規定を適用する。この場合において、当該ダムが多目的ダムとなる前に当該ダムによる流水の貯留を利用して流水を発電の用に供する者があつたダムについて、課した、若しくは課すべき固定資産税又は交付した、若しくは交付すべき国有資産等所在市町村交付金若しくは国有資産等所在都道府県交付金があるときは、当該ダムが多目的ダムとなつた後の国有資産等所在市町村交付金及び国有資産等所在都道府県交付金並びに第三十五條の納付金の額に關して、政令で、調整のため必要な措置を定めることができる。

附則（昭和三二年五月一六日法律第一〇三號）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十二年分

附則（昭和三二年五月一六日法律第一〇三號）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十二年分

附則（昭和三二年五月一六日法律第一〇三號）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十二年分

附則（昭和三二年五月一六日法律第一〇三號）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十二年分

附則（昭和三二年五月一六日法律第一〇三號）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十二年分

（施行期日）
第一條 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附則（昭和三七年九月一五日法律第一六一號）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附則（昭和三七年九月一五日法律第一六一號）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附則（昭和三七年九月一五日法律第一六一號）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附則（昭和三七年九月一五日法律第一六一號）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附則（昭和三七年九月一五日法律第一六一號）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附則（昭和三七年九月一五日法律第一六一號）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

（施行期日）
第一條 この法律は、昭和三十八年十月一日から施行する。

附則（昭和三八年四月一日法律第八〇號）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、昭和三十八年十月一日から施行する。

附則（昭和三八年四月一日法律第八〇號）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、昭和三十八年十月一日から施行する。

附則（昭和三八年四月一日法律第八〇號）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、昭和三十八年十月一日から施行する。

附則（昭和三八年四月一日法律第八〇號）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、昭和三十八年十月一日から施行する。

附則（昭和三八年四月一日法律第八〇號）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、昭和三十八年十月一日から施行する。

附則（昭和三八年四月一日法律第八〇號）抄

（施行期日）
第一條 この法律は、昭和三十八年十月一日から施行する。

十二、第七百一条の十三、第七百三条の三、第七百二十一條並びに第七百二十二條の改正規定、第七十三條の二の改正規定（第七十三條の二第四項後段に関する部分を除く）、第七百二條の改正規定（「第三項」の下に「及び第八項」を加える部分に限る）、第七百三條の三の次に一條を加える改正規定、附則の改正規定（附則第十四項に関する部分を除く。）並びに附則第十條から附則第十四條まで、附則第十六條から附則第二十條まで、附則第二十二條から附則第二十五條まで及び附則第三十條の規定は公布の日から、狩猟者税に関する改正規定（狩猟者税を狩猟免許税に改める部分に限る）、第二百三十六條及び第二百三十七條の改正規定（狩猟者税を狩猟免許税に改める部分を除く）、入猟税に関する改正規定並びに附則第十五條、附則第二十一條、附則第二十九條及び附則第三十二條の規定は狩猟法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第二十三号）の施行の日から、第三百四十一條第四号、第四百四十二條、第四百四十二條の二及び第四百四十四條の改正規定並びに附則第三十三條及び附則第三十四條の規定は道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第四百十九号）の施行の日から施行する。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正）
第三十六條 前条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第二十一條の三の規定は、昭和三十九年度分の市町村交付金及び都道府県交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金から適用し、昭和三十八年度分までの市町村交付金及び都道府県交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金については、なお従前の例による。

附則（昭和四〇年三月三十一日法律第三五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

第十五條 別段の定めがあるものを除き、前条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（以下「新交納付金法」という。）第五條、第五條の二及び第十六條の規定は、昭和四十一年度分の市町村交付金

及び都道府県交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金（以下「交付金及び納付金」という。）から適用し、昭和四十一年度分までの交付金及び納付金については、なお従前の例による。

2 新交納付金法第五條の二の規定は、昭和三十九年三月三十一日以前において建設された一の工場の用に供する償却資産で、当該一の工場が建設された日の属する年度の翌翌年度から昭和四十一年度までの年度の数が五をこえないもの（次項の規定の適用を受けるものを除く。）の昭和四十一年度分以後の交付金及び納付金についても適用する。

3 昭和三十九年三月三十一日以前において建設された一の工場の用に供する償却資産で、昭和四十一年度分の交付金又は納付金の交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき金額を算定する場合において前条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第五條の二の規定の適用を受けているものについては、昭和四十一年度分までの交付金及び納付金に限り、当該各年度分の交付金及び納付金に限り、当該償却資産をもつて新交納付金法第五條の二の規定する新設大規模償却資産とみなして同条の規定を適用する。この場合においては、附則第六條第八項後段の規定を準用する。

附則（昭和四一年三月三十一日法律第四〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

第二十二條 前条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（以下「新交納付金法」という。）第二條第七項の規定は、昭和四十一年度分の市町村納付金及び都道府県納付金（以下「市町村納付金等」という。）から適用し、昭和四十一年度分までの市町村納付金等については、なお従前の例による。

附則（昭和四一年四月二八日法律第五九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（以下「新法」という。）の

規定は、昭和四十一年度分以後の年度分の市町村交付金及び都道府県交付金（以下「市町村交付金等」という。）について適用し、昭和四十一年度分以前の年度分の市町村交付金等については、なお従前の例による。

附則（昭和四二年五月三十一日法律第二五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

第二十二條 別段の定めがあるものを除き、前条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（以下「新交納付金法」という。）第五條の規定は、昭和四十三年度分の市町村交付金及び都道府県交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金（以下この項及び第三項において「交付金及び納付金」という。）から適用し、昭和四十一年度分までの交付金及び納付金については、なお従前の例による。

2 新交納付金法第五條の二の規定は、昭和四十一年三月三十一日以前において建設された一の工場の用に供する償却資産で、当該一の工場が建設された日の属する年度の翌翌年度から昭和四十三年度までの年度の数が五をこえないもの（次項の規定の適用を受けるものを除く。）の昭和四十三年度分以後の交付金及び納付金についても適用する。

3 昭和四十一年三月三十一日以前において建設された一の工場の用に供する償却資産で、昭和四十二年度分の交付金及び納付金の交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき金額を算定する場合において前条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第五條の二の規定の適用を受けているものについては、昭和四十三年度から同条の規定がなおその効力を有するものとした場合において同条の規定の適用を受けることができる年度までの各年度分の交付金及び納付金に限り、当該償却資産をもつて新交納付金法第五條の二に規定する新設大規模償却資産とみなして、同条の規定を適用する。この場合においては、附則第十三條第五項後段の規定を準用する。

附則（昭和四二年六月一日法律第二八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、昭和四十二年分以後の年度分の市町村交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金（以下「市町村納付金等」という。）について適用し、昭和四十一年度分以前の年度分の市町村交付金及び市町村納付金等については、なお従前の例による。

4 改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第十一條第一項の規定により自治大臣が決定した新法附則第十六項の構築物に係る同条第一項の価格等の修正、既に納付された市町村納付金等の額と当該価格等の修正に基づき納付すべき市町村納付金等の額との調整その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和四四年四月九日法律第一一六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第十八條 第三條の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（次項において「新交納付金法」という。）の規定は、昭和四十四年度分以後の年度分の市町村納付金及び都道府県納付金（以下この条において「市町村納付金等」という。）について適用し、昭和四十三年度分以前の年度分の市町村納付金等については、なお従前の例による。

2 第三條の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第十一條第一項の規定により自治大臣が決定した新交納付金法附則第十六項及び第十七項の償却資産に係る同条第一項の価格等の修正、既に納付された市町村納付金等の額と当該価格等の修正に基づき納付すべき市町村納付金等の額との調整その他第三條の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和四五年四月一七日法律第二四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附則 (昭和四十七年三月三十一日法律第一号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)

第十四条 前条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(以下「新交納付金法」という。)第二条第六項の規定中地方税法第三百四十八条第二号の八に掲げる固定資産に類するものに関する部分及び新交納付金法附則第十六項の表の第四号の規定中橋りよりに係る線路設備等以外の線路設備等に関する部分は、昭和四十六年四月一日以後において建設され、又は取得されたこれらの規定に規定する固定資産又は線路設備等について、昭和四十八年度分の市町村納付金から適用する。

附則 (昭和四十八年四月二六日法律第二三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)

第二十四条 前条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律附則第十六項の表の第一号の規定中政令で定める車庫を新設し、又は増設するために敷設した同項に規定する構築物に関する部分は、昭和四十七年四月一日以後において敷設された当該構築物について、昭和四十九年度分の市町村納付金から適用する。

附則 (昭和四十九年三月三〇日法律第一九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

第二十八条 別段の定めがあるものを除き、前条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(以下「新交納付金法」という。)の規定は、昭和五十年年度分の市町村交付金及び都道府県交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金(以下「交付金及び納付金」という。)から適用し、昭和四十九年

度分までの交付金及び納付金については、なお従前の例による。

2 新交納付金法の規定中水道又は工業用水道の用に供するダムに係る市町村交付金及び都道府県交付金に関する部分は、昭和四十九年度以降の各年度分の市町村交付金及び都道府県交付金について適用する。この場合において、昭和四十七年三月三十一日までの間において建設された新交納付金法第二条第一項第五号に掲げるダムの用に供する固定資産(新交納付金法第二十一条の三の規定により当該固定資産とみなされるものを含む。)のうち家屋及び償却資産については、新交納付金法第四条第五項中「当該固定資産について市町村交付金が交付されることとなつた年度から五年度間」とあるのは、「当該固定資産が建設された日の属する年度の翌年度から昭和四十七年度までの年度の数を五から控除し、昭和四十九年度から当該控除して得た数に相当する年度間」とする。

3 昭和四十九年度分の市町村交付金及び都道府県交付金のうち新交納付金法第二条第一項第五号に掲げるダムの用に供する固定資産(新交納付金法第二十一条の規定により当該固定資産とみなされるものを含む。)に係るものに対する新交納付金法の規定の適用については、新交納付金法第五条第三項中「前年の九月三十日」とあるのは「昭和四十九年五月三十一日」と、新交納付金法第六条及び第八条中「前年の十一月三十日」とあるのは「昭和四十九年七月三十一日」と、新交納付金法第九条第一項中「前年の十二月三十一日」とあるのは「昭和四十九年八月三十一日」と、新交納付金法第十条第一項中「前年の十一月三十日」とあるのは「昭和四十九年七月三十一日」と、同条第三項中「前年の十二月三十一日」とあるのは「昭和四十九年八月三十一日」と、新交納付金法第十三条第一項中「毎年四月三十日」とあるのは「昭和四十九年十一月三十日」と、新交納付金法第十四条第一項中「毎年六月三十日」とあるのは「昭和四十九年十二月三十一日」と、新交納付金法第十六条第三項中「前年の十月三十一日」とあるのは「昭和四十九年六月三十日」と、同条第四項中「毎年一月三十一日」とあるのは「昭和四十九年九月三十日」とする。

4 新交納付金法第四条第三項の規定は、昭和四十九年四月一日以後において建設された発電所の用に供する固定資産について、昭和五十一年

度分の市町村交付金及び都道府県交付金から適用する。

5 昭和四十九年三月三十一日までの間において建設された発電所の用に供する固定資産に係る昭和五十年年度以降の各年度分の市町村交付金及び都道府県交付金については、前条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(以下「旧交納付金法」という。)第四条第三項に規定する固定資産に係るものにあつては、同項中「地方税法第三百四十九条の三第一項」とあるのは「地方税法第九号の三第一項」とあるのは「地方税法第十九号を改正する法律(昭和四十九年法律第十九号)附則第七条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の地方税法第三百四十九条の三第一項」と、「額の十分の五の額」とあるのは「額(昭和五十四年度までの各年度分の市町村交付金については、当該額の十分の五の額)」と、「十年度を経過した年度以後」とあるのは「十年度を経過した年度以後の年度(昭和五十四年度までの各年度に限る。）」とし、旧交納付金法第二十一条の三に規定する固定資産に係るものにあつては、同条中「この法律」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号。以下「旧交納付金法」という。))」と、「(第二十条を除く。）」とあるのは「(第四十条第三項、第二十条及び第二十一条の三を除く。）」及び地方税法等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第十二号)による改正前の地方税法の一部を改正する法律附則第二十八条第五項の規定によりその例によることとされる旧交納付金法第四条第三項の規定」と、「以外」の者」とあるのは「以外」の者(昭和五十五年以後の各年度に係る当該多目的ダムに係る市町村交付金については、当該固定資産税を課することができない者を含む。）」と、「(第四十条第三項中)」とあるのは「(地方税法等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第十二号)による改正前の地方税法の一部を改正する法律附則第二十八条第五項の規定によりその例によることとされる旧交納付金法第四条第三項中)」として、これらの規定の例による。

6 新交納付金法第五条の規定は、昭和四十八年三月三十一日までの間において建設された一工場の用に供する償却資産で、当該一の工場が建設された日の属する年度の翌々年度から

昭和五十年年度までの年度の数が五を超えないもの(次項の規定の適用を受けるものを除く。)の同年度分以後の交付金及び納付金についても、適用する。

7 昭和四十八年三月三十一日までの間において建設された一の工場の用に供する償却資産で、昭和四十九年度分の交付金及び納付金の交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき金額を算定する場合において旧交納付金法第五条の二の規定の適用を受けていたものについては、昭和五十年年度から同条の規定がなおその効力を有するものとした場合において同条の規定の適用を受けることができる年度までの各年度分の交付金及び納付金に限り、当該償却資産をもつて新交納付金法第五条の二に規定する新設大規模償却資産とみなして、同条の規定を適用する。この場合においては、附則第七条第十項後段の規定を準用する。

8 新交納付金法附則第十六項の表の第二号の規定は、昭和四十八年四月一日以後において取得された同号に掲げる車両について、昭和五十年年度分の市町村納付金から適用する。

9 旧交納付金法附則第十六項の表の第二号の規定は、昭和四十八年三月三十一日までの間において取得された同号に掲げる車両については、なおその効力を有する。

10 新交納付金法附則第十六項の表の第六号の規定は、昭和五十年年度分の市町村納付金から適用する。この場合において、昭和四十八年三月三十一日までの間において設置された同号に掲げる遮音壁については、同項中「市町村納付金が納付されることとなつた年度」とあるのは「昭和五十年年度」と、同号中「十年度分」とあるのは「当該遮音壁が設置された日の属する年度の翌年度から昭和四十八年度までの年度の数を十から控除して得た数に相当する年度分」とする。

附則 (昭和五〇年三月三十一日法律第一八号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)
第二十五条 前条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律附則第十六項の表の第一号、第三号及び第七号の

規定は、昭和四十九年四月一日以後において敷設されたこれらの規定に掲げる構築物について、昭和五十一年度分の市町村納付金から適用する。

2 前条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律附則第十六項の表の第一号及び第三号の規定は、昭和四十九年三月三十一日までの間において敷設されたこれらの規定に掲げる構築物に係る市町村納付金（昭和四十七年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間と同表の第一号に規定する政令で定める車庫の新設又は増設をするために敷設された構築物に係る市町村納付金にあつては、昭和五十五年分までの市町村納付金に限る。）については、なおその効力を有する。

附則（昭和五十一年三月三十一日法律第七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十二條 第三条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第二條第六項の規定は、昭和五十一年度分の市町村納付金及び都道府県納付金から適用し、昭和五十一年度分までの市町村納付金及び都道府県納付金については、なお従前の例による。

附則（昭和五十二年三月三十一日法律第六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十六條 前条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（次項において「新交納付金法」という。）第四條第四項の規定は、昭和五十三年度分の市町村交付金及び都道府県交付金から適用し、昭和五十二年分までの市町村交付金及び都道府県交付金については、なお従前の例による。

2 新交納付金法第四條第五項の規定は、昭和五十一年四月一日以後に建設された新交納付金法第二條第一項第五号に掲げるダム用に供する固定資産のうち家屋及び償却資産について昭和五十三年度分の市町村交付金及び都道府県交付金から適用する。

3 前条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第四條第五項の規定は、昭和五十一年三月三十一日までに建設された同法第二條第一項第五号に掲げるダム用に供する固定資産のうち家屋及び償却資産に係る市町村交付金及び都道府県交付金については、なおその効力を有する。この場合において、同法第四條第五項中「かかわらず、同項の価格」とあるのは「かかわらず、昭和五十九年度までの各年度分の市町村交付金については、同項の価格」と、「五年度間」とあるのは「五年度分の市町村交付金（昭和五十四年度までの各年度分の市町村交付金に限る。）」と、「の額」とあるのは「の額とし、昭和六十年から昭和六十四年度までの各年度分の市町村交付金については、同項の価格の四分の三の額」とする。

附則（昭和五十四年三月三十一日法律第一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十一條 別段の定めがあるものを除き、第四條の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（以下この条において「新交納付金法」という。）の規定は、昭和五十五年分までの市町村交付金及び都道府県交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金（以下この項において「交付金及び納付金」という。）から適用し、昭和五十四年度分までの交付金及び納付金については、なお従前の例による。

附則（昭和五十五年三月三十一日法律第一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十一條 別段の定めがあるものを除き、第三條の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（以下この条において「新交納付金法」という。）附則第十七條の表の第一号、第三号及び第七号から第九号までの規定は、昭和五十六年度分の市町村納付金から適用し、昭和五十五年分までの市町村納付金については、なお従前の例による。

附則（昭和五十六年三月三十一日法律第一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十三條 次項及び第三項に定めるものを除き、第二條の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（次項において「新交納付金法」という。）附則第十七條、第十八項及び第二十一項の規定は、昭和五十九年度以後の年度分の市町村納付金について適用し、昭和五十八年度分までの市町村納付金については、なお従前の例による。

その効力を有する。この場合において、同法第四條第五項中「同項の価格の十分の五の額」とあるのは、「昭和五十九年度までの各年度分の市町村交付金については、同項の価格の二分の一の額とし、昭和六十年から昭和六十四年度までの各年度分の市町村交付金については、同項の価格の四分の三の額」とする。

附則（昭和五十七年三月三十一日法律第一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十九條 第二条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の規定は、昭和五十八年度以後の年度分の市町村交付金及び都道府県交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金（以下この条において「交付金及び納付金」という。）については、なおその効力を有する。

附則（昭和五十八年三月三十一日法律第一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十二條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和五十九年三月三十一日法律第一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十七條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和五十五年一月二七日法律第一一一号）抄

（施行期日等）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十六年三月三十一日法律第一五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附則（昭和五十七年三月三十一日法律第一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十九條 第二条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の規定は、昭和五十八年度以後の年度分の市町村交付金及び都道府県交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金（以下この条において「交付金及び納付金」という。）については、なおその効力を有する。

附則（昭和五十八年三月三十一日法律第一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十三條 次項及び第三項に定めるものを除き、第二條の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（次項において「新交納付金法」という。）附則第十七條、第十八項及び第二十一項の規定は、昭和五十九年度以後の年度分の市町村納付金について適用し、昭和五十八年度分までの市町村納付金については、なお従前の例による。

附則（昭和五十九年三月三十一日法律第一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十七條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

度以後の年度分の市町村納付金について適用する。

3 昭和五十七年三月三十一日までに敷設された第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律附則第十七項の表の第六号に掲げる構築物に係る市町村納付金については、なお従前の例による。

第二十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (昭和五十九年三月三十一日法律第七号) 抄

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附則 (昭和五十九年五月八日法律第二十七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和五十九年二月二五日法律第八十号) 抄

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則 (昭和五十九年三月三十一日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則 (昭和六十年三月三十一日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則 (昭和六十年三月三十一日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則 (昭和六十年三月三十一日法律第九号) 抄

の例により、日本たばこ産業株式会社が納付する。

3 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる昭和六十年分までの市町村納付金等日本電信電話株式会社が日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第八十五号)附則第四条第一項の規定によりその納付義務を承継することとなるものについては、旧交納付金法の規定の例により、日本電信電話株式会社が納付する。

4 前二項の場合における旧交納付金法第十一条第一項に規定する価格等の修正、既に納付された市町村納付金等の額と当該価格等の修正に基づき納付すべき市町村納付金等の額との調整その他第二条の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (昭和六十年三月三十一日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則 (昭和六十年三月三十一日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則 (昭和六十年三月三十一日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則 (昭和六十年三月三十一日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則 (昭和六十年三月三十一日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則 (昭和六十年三月三十一日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則 (昭和六十年三月三十一日法律第九号) 抄

附則 (昭和六十年三月三十一日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則 (昭和六十年三月三十一日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則 (昭和六十年三月三十一日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則 (昭和六十年三月三十一日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則 (昭和六十年三月三十一日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則 (昭和六十年三月三十一日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則 (昭和六十年三月三十一日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則 (昭和六十年三月三十一日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則 (昭和六十年三月三十一日法律第九号) 抄

に限り、旧交納付金法附則第十六項から第十八項までの規定の適用については、旧交納付金法附則第十六項中「昭和六十二年」とあるのは「昭和六十二年」と、旧交納付金法附則第十七項中「昭和六十一年三月三十一日」とあるのは「昭和六十二年三月三十一日」とする。

3 昭和六十三年分までの市町村納付金等日本国有鉄道清算事業団が日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十三号)第二十八条第一項の規定によりその納付義務を負うこととなるものについては、前項の規定によりなお効力を有することとされる旧交納付金法の規定の例により、日本国有鉄道清算事業団が納付する。

4 前二項の場合における旧交納付金法第十一条第一項に規定する価格等の修正、既に納付された市町村納付金等の額と当該修正に基づき納付すべき市町村納付金等の額との調整その他第二条の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (昭和六十二年三月三十一日法律第六号) 抄

第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附則 (昭和六十二年三月三十一日法律第六号) 抄

第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附則 (昭和六十二年三月三十一日法律第六号) 抄

第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附則 (昭和六十二年三月三十一日法律第六号) 抄

第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附則 (昭和六十二年三月三十一日法律第六号) 抄

第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附則 (昭和六十二年三月三十一日法律第六号) 抄

第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附則 (昭和六十二年三月三十一日法律第六号) 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一及び二 略

三 第一条中地方税法第三十四条第一項第五号の四及び第三百十四号の二第一項第五号の四の改正規定、同法附則第三十四条第一項の改正規定（以下次条まで）を「附則第三十四条の三」に改める部分に限る。）、同法附則第三十四条の三を削る改正規定、同法附則第三十四条の四第一項の改正規定（第三十一条の四第一項）を「第三十一条の三第一項」に改める部分に限る。）、並びに同条を同法附則第三十四条の三とする改正規定、第二条の規定（同法附則第三十一条の四第三項の改正規定を除く。）、並びに次条第六項並びに附則第七條第六項、第十一條、第十二條、第十八條、第二十一條第二項から第六項まで及び第二十三條第三項の規定、平成四年四月一日
 （国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条 別段の定めがあるものを除き、第三条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法（次項において「新交付金法」という。）附則第十五項の規定は、平成四年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金（以下この条において「交付金」という。）について適用し、平成三年度分までの交付金については、なお従前の例による。

2 平成四年度分の交付金に係る新交付金法附則第十五項の規定の適用については、同項中「地方税法附則第十八条第一項」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第七号）第二条の規定による改正前の地方税法附則第十八条第一項」との二分之一で除して得た額」とあるのは「二分之一で除して得た額（当該市街化区域農地のうち、同項に規定するその年度分の固定資産税額の算定について同法附則第十九条の三第一項ただし書（同条第二項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける市街化区域農地については、当該額をその年度に係る同条第一項の表の下欄に掲げる率で除して得た額）」とする。

3 附則第十二条第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地については、第三条の規定による

改正前の国有資産等所在市町村交付金法附則第十五項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項（見出しを含む。）中「昭和六十四年度から昭和六十六年度まで」とあるのは、「平成四年度から平成六年度まで」とする。（政令への委任）

第二十四条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成五年三月三十一日法律第四号）抄

第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第一条中地方税法目次の改正規定、同法第三十四條第一項第五号の四、第三百十四條の三の二の改正規定、同法第七百二條の七を同法第七百二條の八とし、同法第七百二條の三から第七百二條の六までを一条ずつ繰り下げ、同法第七百二條の二の次に一条を加える改正規定、同法附則第十七條の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第十八條、第十八條の二、第十九條の三、第十九條の四、第二十二條、第二十四條から第二十五條の二まで、第二十七條から第二十八條まで、第二十九條の六第一項及び第二項、第三十一條の三第一項、第三十四條第一項並びに第三十四條の二の改正規定、第三條の規定並びに次条第二項、附則第六條第二項、第七條第六項、第八條、第九條、第十一條第二項、第十六條第二項、第十八條、第二十一條及び第二十四條の規定、平成六年四月一日
 （国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条 次項に定めるものを除き、第三条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法（次項において「新交付金法」という。）第四条第一項及び附則第十五項の規定は、平成七年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金について適用し、平成六年度分までの国有資産等所在市町村交付金については、なお従前の例による。

2 附則第九条第一項及び第二項の規定の適用がある場合における新交付金法附則第十五項の規

定の適用については、同項中「同法附則第十九條の四」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第三項において読み替えて適用される地方税法附則第十九條の四」と、「附則第十九條の三第一項本文に定める率で除して得た額」とあるのは「附則第十九條の三第一項本文に定める率で除して得た額（当該市街化区域農地のうち、地方税法等の一部を改正する法律附則第九条第三項において読み替えて適用される地方税法附則第十九條の四第一項に規定するその年度分の固定資産税額の算定について地方税法等の一部を改正する法律附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九條の三第一項ただし書（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける市街化区域農地については、当該額をその年度に係る同条第一項の表の下欄に掲げる率で除して得た額）」とする。

（政令への委任）
第二十二條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成八年三月三十一日法律第二十二号）抄

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。
 （国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 平成七年三月三十一日までに取得された第三条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金法第四條第三項に規定する償却資産に係る国有資産等所在市町村交付金については、なお従前の例による。

附則（平成九年三月二十八日法律第九号）抄
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。
 （国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条 次項に定めるものを除き、第三条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法の規定は、平成十年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金（以下この条において

「交付金」という。）について適用し、平成九年度分までの交付金については、なお従前の例による。

2 第三条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金法第四條第一項に規定する政令で定める住宅のうち政令で定めるもの（以下この項において「特定住宅」という。）及び当該特定住宅の用に供する土地に係る平成十年度分及び平成十一年度分の交付金については、同条第一項の規定は、なおその効力を有する。
 （政令への委任）

第二十四条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一〇年三月三十一日法律第二十七号）抄
第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。
 （国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置）

第十九條 第四条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法の規定は、平成十一年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金及び国有資産等所在都道府県交付金（以下この条において「交付金」という。）について適用し、平成十年度分までの交付金については、なお従前の例による。
 （政令への委任）

第二十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附則（平成一〇年一月一九日法律第三一三五号）抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第一条中地方自治法第二百五十條の次に五條、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十條の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十條中自然公園法附則第

九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六條、第八條及び第十七條の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第一百五十七條第四項から第六項まで、第六十條、第六十三條、第六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日
（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置）

第二百五十六條 第四百六十七條の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法の規定は、平成十三年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金及び国有資産等所在都道府県交付金（以下この条において「交付金」という。）について適用し、平成十二年度分までの交付金については、なお従前の例による。
（国等の事務）

第二百五十九條 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一條において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。
（処分 申請等に関する経過措置）

第六十條 この法律（附則第一條各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三條において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二條から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後

のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。
2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。
（不服申立てに関する経過措置）

第六十一條 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）が施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについては、同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
（その他の経過措置の政令への委任）

第六十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
（検討）
第二百五十條 新地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。
第二百五十一條 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるように、

国と地方公共団体との役割分担に応じた地方財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
附則（平成二十一年七月二十六日法律第一〇四号）抄
（施行期日）
第一條 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。
（政令への委任）
第四條 前二條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。
附則（平成二十一年二月二日法律第一六〇号）抄
（施行期日）
第一條 この法律（第二條及び第三條を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第九百九十五條（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第九百九十五條、第九百九十六條、第九百九十七條、第九百九十八條、第九百九十九條、第一千三百二十四條、第一千三百四十四條の規定 公布の日
附則（平成二十二年三月二十九日法律第四号）抄
（施行期日）
第一條 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。
（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置）

第二十條 第二條の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法附則第十五項の規定は、平成十三年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金について適用し、平成十二年度分までの国有資産等所在市町村交付金については、なお従前の例による。
（政令への委任）
第二十一條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附則（平成二十一年七月三十一日法律第九八号）抄
第一條 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八條第二項、第三十三條第二項及び第三十三條並びに第三十九條の規定 公布の日
（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置）
第十五條 第六十三條の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律は、平成十六年度以後の年度分の日本郵政公社有資産所在市町村納付金及び日本郵政公社有資産所在都道府県納付金について適用する。
（その他の経過措置の政令への委任）
第三十九條 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
附則（平成二十一年二月二日法律第一五二号）抄
（施行期日）
第一條 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）の施行の日から施行する。
（その他の経過措置の政令への委任）
第五條 前三條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附則（平成二十五年三月三十一日法律第九号）抄
（施行期日）
第一條 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から十二まで 略
十三 第三條中国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第二條の改正規定及び附則第二十四條第一項の規定、石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日
（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第二十四條 第三條の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（以下この条において「新交付金法」という。）
（第二條の規定は、平成十七年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金（以下この項及び次項において「市町村交付金」という。）及び国有資産等所在都道府県交付金（以下この項において「都道府県交付金」という。）につ

いて適用し、平成十六年度分までの市町村交付金及び都道府県交付金については、なお従前の例による。

2 新交納付金法附則第十五項の規定は、平成十六年度以後の年度分の市町村交付金について適用し、平成十五年分までの市町村交付金については、なお従前の例による。

3 新交納付金法附則第十六項の規定は、平成十六年度以後の年度分の日本郵政公社有資産所在市町村納付金について適用する。

(政令への委任)
第二十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一五年七月一六日法律第一一七号）抄

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)
第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一五年七月一六日法律第一一九号）抄

第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第三条 第十四条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の規定は、平成十七年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金及び国有資産等所在都道府県交付金（以下この条において「交付金」という。）について適用し、平成十六年度分までの交付金については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年三月三一日法律第一七号）抄

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一から十三まで 略
- 十四 第二条及び附則第二十四条の規定 東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法の施行の日

(罰則に関する経過措置)
第二十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第二十四条 第二条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律附則第十七項の規定は、東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法の施行の日属する年度の翌年度分以後の国有資産等所在市町村交付金について適用する。

(政令への委任)
第二十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年五月二六日法律第五七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六條第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第七條、第七條の二第三項、第八條第三項、第九條第七項及び第九條の三第六項の改正規定、第九條第十條五項を加える改正規定、第九條第七項、第二百五十二條の二第六の二、第二百五十二條の二第六の七、第二百五十五條、第二百五十九條第四項及び第二百八十一條の五の改正規定並びに次条から附則第八條までの規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一七年三月二五日法律第五号）抄

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(政令への委任)
第十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号）抄

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第九十条 第六十一条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法の規定は、平成二十年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金及び国有資産等所在都道府県交付金（次項において「市町村交付金等」という。）について適用する。

第六十一条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（以下この条において「旧法」という。）の規定は、平成十九年度分までの市町村交付金等並びに日本郵政公社有資産所在市町村納付金及び日本郵政公社有資産所在都道府県納付金（以下この条及び次条において「市町村納付金等」という。）については、なおその効力を有する。

前項の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定により旧公社が納付すべきものとされる平成十九年度分までの市町村納付金等の納付義務は、日本郵政株式会社を負うものとする。

平成十九年度分までの市町村納付金等と日本郵政株式会社が前項の規定によりその納付義務を負うこととなるものについては、第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定の例により、日本郵政株式会社が納付する。

前三項の場合における旧法第十三条第一項に規定する価格等の修正、既に納付された市町村納付金等の額と当該価格等の修正に基づき納付すべき市町村納付金等の額との調整その他第六十一条の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)
第一百十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便法第三十八條の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三條第一項の規定に

よりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八條（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第四百條に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一八年三月三一日法律第七号）抄

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第二十二條 第二条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（以下この条において「新交納付金法」という。）附則第十五項の規定は、平成十九年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金（以下この項において「市町村交付金」という。）について適用し、平成十八年度分までの市町村交付金については、なお従前の例による。

新交納付金法附則第十六項の規定は、平成十八年度以後の年度分の日本郵政公社有資産所在市町村納付金（以下この項において「市町村納付金」という。）について適用し、平成十七年度分までの市町村納付金については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第二十四條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一九年三月三一日法律第二三号）抄

第一条 この法律は、平成十九年三月三一日から施行する。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第二十二條 第二条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（以下この条において「新交納付金法」という。）附則第十五項の規定は、平成十九年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金（以下この項において「市町村交付金」という。）について適用し、平成十八年度分までの市町村交付金については、なお従前の例による。

新交納付金法附則第十六項の規定は、平成十八年度以後の年度分の日本郵政公社有資産所在市町村納付金（以下この項において「市町村納付金」という。）について適用し、平成十七年度分までの市町村納付金については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第二十四條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一九年三月三一日法律第二三号）抄

第一条 この法律は、平成十九年三月三一日から施行する。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第二十二條 第二条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（以下この条において「新交納付金法」という。）附則第十五項の規定は、平成十九年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金（以下この項において「市町村交付金」という。）について適用し、平成十八年度分までの市町村交付金については、なお従前の例による。

新交納付金法附則第十六項の規定は、平成十八年度以後の年度分の日本郵政公社有資産所在市町村納付金（以下この項において「市町村納付金」という。）について適用し、平成十七年度分までの市町村納付金については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第二十四條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。

(罰則に関する経過措置)
第三百九十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第三百九十二条 附則第二条から第六十五条まで、第六十七条から第二百五十九条まで及び第三百八十二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二〇年六月一八日法律第七五号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日等)
第十九条 当分の間、前条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法第十九条第一項の規定の適用については、同項中「同法第五項第一項」とあるのは、「同法第五項第一項又は空港整備法及び航空法の一部を改正する法律(平成二十年法律第七十五号)附則第三項第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一項の規定による改正前の空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)第四項第二項」とする。

附則 (平成二二年三月三一日法律第九号) 抄
第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法附則第三条の三の改正規定、同法附則第五条の四の見出しを削る改正規定、同条の前の見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定(「この条」の下に「及び次条」を加える部分に限る。)、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第六条第二項及び第五項並びに第三十三條の二の改正規定、同法附則第三十三條の三第三項第四号の改正規定(第三十七條の二第一項前段)を「第三十七條の二第一項中「山林所得金額」

とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十三條の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。)、同条第七項第四号の改正規定(第三百十四條の七第一項前段)を「第三百十四條の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十三條の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。)、同法附則第三十四條第三項第四号の改正規定(第三十七條の二第一項前段)を「第三十七條の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十四條第四項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。)、同法附則第三十五條第四項第四号の改正規定(第三十七條の二第一項前段)を「第三十七條の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五條第五項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。)、同法附則第三十五條の二第五項第四号の改正規定(第三十七條の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五條の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。)、同法附則第三十五條の二、第三十五條の二の六第二項及び第十二項並びに第三十五條の三第七項及び第十五項の改正規定、同法附則第三十五條の四第二項

とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十三條の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。)、同条第七項第四号の改正規定(第三百十四條の七第一項前段)を「第三百十四條の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十三條の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。)、同法附則第三十四條第三項第四号の改正規定(第三十七條の二第一項前段)を「第三十七條の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十四條第四項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。)、同法附則第三十五條第四項第四号の改正規定(第三十七條の二第一項前段)を「第三十七條の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五條第五項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。)、同法附則第三十五條の二第五項第四号の改正規定(第三十七條の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五條の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。)、同法附則第三十五條の二、第三十五條の二の六第二項及び第十二項並びに第三十五條の三第七項及び第十五項の改正規定、同法附則第三十五條の四第二項

とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十三條の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。)、同条第七項第四号の改正規定(第三百十四條の七第一項前段)を「第三百十四條の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十三條の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。)、同法附則第三十四條第三項第四号の改正規定(第三十七條の二第一項前段)を「第三十七條の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十四條第四項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。)、同法附則第三十五條第四項第四号の改正規定(第三十七條の二第一項前段)を「第三十七條の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五條第五項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。)、同法附則第三十五條の二第五項第四号の改正規定(第三十七條の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五條の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。)、同法附則第三十五條の二、第三十五條の二の六第二項及び第十二項並びに第三十五條の三第七項及び第十五項の改正規定、同法附則第三十五條の四第二項

第四号の改正規定(第三十七條の二第一項前段)を「第三十七條の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五條の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。)、並びに同条第五項第四号の改正規定(第三百十四條の七第一項前段)を「第三百十四條の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五條の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。)、並びに同条中国有資産等所在市町村交付金法附則一項を加える改正規定並びに附則第二十七條の規定(租税契約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二の二第五項第五号の改正規定(、附則第五條の四第一項)の下に「附則第五條の四の二第一項」を加える部分及び「及び附則第五條の四の二第一項」に改める部分に限る。)、同条第八項第五号の改正規定(、附則第五條の四の二第一項)の下に「、附則第五條の四の二第一項」を加える部分及び「及び附則第五條の四の二第一項」を加える部分及び「及び附則第五條の四の二第一項」を加える部分及び「及び附則第五條の四の二第一項」を加える部分及び「及び附則第五條の四の二第一項」を加える部分に限る。)、同条第十一項第五号の改正規定(、附則第五條の四第六項)の下に「、附則第五條の四の二第五項」を加える部分及び「及び附則第五條の四第六項」を「、附則第五條の四第六項及び附則第五條の四の二第五項」に改める部分に限る。)、及び同条第十四項第五号の改正規定(、及び同条第十四項第五号の下に「、附則第五條の四の二第五項」を加える部分及び「及び附則第五條の四第六項」を「、附則第五條の四第六項及び附則第五條の四の二第五項」に改める部分に限る。)、平成二十二年一月一日

(国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置)
第十五条 第四条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法の規定は、平成二十二年以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金(以下「この項において「交付金」という。))について適用し、平成二十一年度分までの交付金については、なお従前の例による。

2 平成十九年度分までの日本郵政公社有資産所在市町村納付金については、なお従前の例による。(政令への委任)
第十八条 この法律の公布の日が附則第一条本文に規定する日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に必要な事項(この附則の規定の読替えを含む。))その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第十九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二二年三月三一日法律第四号) 抄
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(政令への委任)
第十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二四年三月三一日法律第七号) 抄
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第七十三條の四第一項第二十三号及び第三十四條の三第二十四項の改正規定、第二条中国有資産等所在市町村交付金法附則第十七項の改正規定並びに附則第八条第二項及び第十四條第二項の規定(平成二十四年七月一日

(国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置)
第十七条 次項に定めるものを除き、第二条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法の規定は、平成二十五年以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金(以下「この項において「交付金」という。))について適用し、平成二十四年度分までの交付金については、なお従前の例による。
2 附則第九条第一項の場合における国有資産等所在市町村交付金法附則第十四項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

地方税法附則第十八条（地方税法及び国
法附則有資産等所在市町村交付金法の
第十八条正する法律（平成二十四年法律
第十七号）
以下この条において「平成二十四年改
正法」という。）附則第九條第二項の
規定により読み替へて適用される場合
を含む。
以下この条において同じ。）又は平成
二十四年改正法附則第九條第一項の規
定によりなおその効力を有するものと
して読み替へて適用される平成二十四
年改正法附則第九條第一項の規定によ
りなおその効力を有するものとして読
み替へて適用される平成二十四年改正
法第一條の規定による改正前の地方税
法（以下この条において「平成二十四
年改正前の地方税法」という。）附則
第十八條第二項若しくは第四項

同条第地方税法附則第十八條第一項から第五項
第一項から又は平成二十四年改正法附則第九條
第五項第一項の規定によりなおその効力を有す
るものとして読み替へて適用される平成
二十四年改正前の地方税法附則第十八條
第二項若しくは第四項

同法附則地方税法附則第十八條第一項から第三項
第十項まで又は平成二十四年改正法附則第九條
第八條第一項の規定によりなおその効力を有す
るものとして読み替へて適用される平成
三十二年改正前の地方税法附則第十八條
第十項まで第二項若しくは第四項

同法附則地方税法附則第九條第二項の規定により読み
替へて適用される場合を含む。以下この
条において同じ。）又は平成二十四年改正
法附則第九條第一項の規定によりなおそ
の効力を有するものとして読み替へて適
用される平成二十四年改正前の地方税法
附則第九條の四第二項若しくは第四項

同条第地方税法附則第十九條の四第一項若しく
一項又は第二項又は平成二十四年改正法附則第
九條第二項の規定によりなおその効力を
有するものとして読み替へて適用される

平成二十四年改正前の地方税法附則第十
九條の四第二項若しくは第四項
同法附則地方税法附則第十九條の三第一項本文
第十條の
三第一
項本文
（政令への委任）

第十八條 附則第二條から前条までに定めるもの
のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置
は、政令で定める。

附則（平成二十四年五月八日法律第三〇
号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、第一条の規定（郵政民営化
法目次中「第六章 郵便事業株式会社 第一
節 設立等（第七十條―第七十二條） 第二節
設立に関する郵便事業株式会社法等の特例
（第七十三條―第七十四條） 第三節 移行期間
中の業務に関する特例等（第七十五條―第七十
八條） 第七章 郵便局株式会社」を「第六章
削除 第七章 日本郵便株式会社」に改める
改正規定、同法第十九條第一項第一号及び第
二號、第二十六條、第六十一條第一号並びに第
六章の改正規定、同法中「第七章 郵便局株式
社」を「第七章 日本郵便株式会社」に改める
改正規定、同法第七十九條第三項第二号及び第
八十三條第一項の改正規定、同法第九十條から
第九十三條までの改正規定、同法第九十五條第
一項、同項第二号及び第九十條第一項第二号ホ
の改正規定、同法第九十條の次に一條を加える改
正規定、同法第九十五條の次に一條を加える改
正規定、同法第九十八條第四項の改正規定、同
法第九十九條の次に一條を加える改正規定、同
法第十十條の次に一條を加える改正規定（第九
十六條の五に係る部分に限る）、同法第九十八
條第一項第一号及び第二号並びに第九十六條
の改正規定（第十二號を削る部分を除く。）並
びに同法附則第二條第二号の改正規定を除く。）
、第二條のうち日本郵政株式会社法附則第二條
及び第三條の改正規定、第五條（第二号に係る
部分に限る。）の規定、次條の規定、附則第四
條、第六條、第十條、第十四條及び第十八條の
規定、附則第三十八條の規定（郵政民営化法等
の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

（平成十七年法律第百二號）附則第二條第一項、
第四十九條、第五十五條及び第七十九條第二項
の改正規定、附則第九十條の前の見出しを削
り、同条に見出しを付する改正規定並びに附則
第九十一條及び第九十五條の改正規定を除く。）
、附則第四十條から第四十四條までの規定、附
則第四十五條中総務省設置法（平成十一年法律
第九十一號）第三條及び第四條第七十九號の改
正規定並びに附則第四十六條及び第四十七條の
規定は、公布の日から施行する。
（その他の経過措置の政令への委任）

第四十七條 この附則に定めるもののほか、この
法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関す
る経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二四年六月二七日法律第四
二號）抄

第一条 この法律は、平成二五年四月一日から
施行する。
附則（平成二四年九月五日法律第七六
号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。
附則（平成二七年三月三一日法律第二
二號）抄
第一条 この法律は、平成二七年四月一日から
施行する。
（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に
伴う経過措置）
第二十四條 第五條の規定による改正後の国有資
産等所在市町村交付金法附則第十四項の規定
は、平成二十八年度以後の年度分の国有資産等
所在市町村交付金（以下この条において「交付
金」という。）について適用し、平成二十七年
度分までの交付金については、なお従前の例に
よる。
（政令への委任）
第二十七條 附則第二條から前条までに定めるも
ののほか、この法律の施行に関し必要な経過措
置は、政令で定める。
附則（平成二八年三月三一日法律第一
三號）抄
第一条 この法律は、平成二八年四月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法附則第八條中第十一項を
第十三項とし、第七項から第十項までを二項
ずつ繰り下げ、第六項の次に第二項を加える改
正規定並びに第六條（地方税法等の一部を改
正する法律（平成二十七年法律第二二號）附則
第十七條第二項の改正規定及び次号に掲げる
改正規定を除く。）並びに附則第三條第十二
項及び第十三項並びに第十六條第十一項及び
第十二項の規定 公布の日

附則（平成三〇年三月三一日法律第三
三號）抄
第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施
行する。
（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に
伴う経過措置）
第三十六條 第八條の規定による改正後の国有資
産等所在市町村交付金法附則第十四項の規定
は、令和元年度以後の年度分の国有資産等所在
市町村交付金（以下この条において「交付金」
とていう。）について適用し、平成三〇年度分ま
での交付金については、なお従前の例による。
（政令への委任）
第四十條 附則第二條から前条までに定めるもの
のほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置
は、政令で定める。
附則（令和二年三月三一日法律第五
五號）抄
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行
する。
附則（令和三年三月三一日法律第七
七號）抄
第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行
する。
（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に
伴う経過措置）
第二十條 第七條の規定による改正後の国有資産
等所在市町村交付金法の規定は、令和四年度以
後の年度分の国有資産等所在市町村交付金につ
いて適用し、令和三年度分までの国有資産等所
在市町村交付金については、なお従前の例によ
る。

（平成十七年法律第百二號）附則第二條第一項、
第四十九條、第五十五條及び第七十九條第二項
の改正規定、附則第九十條の前の見出しを削
り、同条に見出しを付する改正規定並びに附則
第九十一條及び第九十五條の改正規定を除く。）
、附則第四十條から第四十四條までの規定、附
則第四十五條中総務省設置法（平成十一年法律
第九十一號）第三條及び第四條第七十九號の改
正規定並びに附則第四十六條及び第四十七條の
規定は、公布の日から施行する。
（その他の経過措置の政令への委任）

（平成二四年六月二七日法律第四
二號）抄
第一条 この法律は、平成二五年四月一日から
施行する。
附則（平成二四年九月五日法律第七六
号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。
附則（平成二七年三月三一日法律第二
二號）抄
第一条 この法律は、平成二七年四月一日から
施行する。
（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に
伴う経過措置）
第二十四條 第五條の規定による改正後の国有資
産等所在市町村交付金法附則第十四項の規定
は、平成二十八年度以後の年度分の国有資産等
所在市町村交付金（以下この条において「交付
金」という。）について適用し、平成二十七年
度分までの交付金については、なお従前の例に
よる。
（政令への委任）
第二十七條 附則第二條から前条までに定めるも
ののほか、この法律の施行に関し必要な経過措
置は、政令で定める。
附則（平成二八年三月三一日法律第一
三號）抄
第一条 この法律は、平成二八年四月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法附則第八條中第十一項を
第十三項とし、第七項から第十項までを二項
ずつ繰り下げ、第六項の次に第二項を加える改
正規定並びに第六條（地方税法等の一部を改
正する法律（平成二十七年法律第二二號）附則
第十七條第二項の改正規定及び次号に掲げる
改正規定を除く。）並びに附則第三條第十二
項及び第十三項並びに第十六條第十一項及び
第十二項の規定 公布の日

附則（平成三〇年三月三一日法律第三
三號）抄
第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施
行する。
（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に
伴う経過措置）
第三十六條 第八條の規定による改正後の国有資
産等所在市町村交付金法附則第十四項の規定
は、令和元年度以後の年度分の国有資産等所在
市町村交付金（以下この条において「交付金」
とていう。）について適用し、平成三〇年度分ま
での交付金については、なお従前の例による。
（政令への委任）
第四十條 附則第二條から前条までに定めるもの
のほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置
は、政令で定める。
附則（令和二年三月三一日法律第五
五號）抄
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行
する。
附則（令和三年三月三一日法律第七
七號）抄
第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行
する。
（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に
伴う経過措置）
第二十條 第七條の規定による改正後の国有資産
等所在市町村交付金法の規定は、令和四年度以
後の年度分の国有資産等所在市町村交付金につ
いて適用し、令和三年度分までの国有資産等所
在市町村交付金については、なお従前の例によ
る。

（平成十七年法律第百二號）附則第二條第一項、
第四十九條、第五十五條及び第七十九條第二項
の改正規定、附則第九十條の前の見出しを削
り、同条に見出しを付する改正規定並びに附則
第九十一條及び第九十五條の改正規定を除く。）
、附則第四十條から第四十四條までの規定、附
則第四十五條中総務省設置法（平成十一年法律
第九十一號）第三條及び第四條第七十九號の改
正規定並びに附則第四十六條及び第四十七條の
規定は、公布の日から施行する。
（その他の経過措置の政令への委任）

(政令への委任)

第二十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和六年三月三〇日法律第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

(国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 第五条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法附則第十四項の規定は、令和七年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金について適用し、令和六年度分までの国有資産等所在市町村交付金については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。